



広報
しろいし

編集と発行
白石市役所
市審議室
白石市桜小路35
TEL(代) 2111
発行定日 毎月15日
(売価1部2円)

大8回 全日本けしこンクール

4月20日から26日まで白石市民会館で

主催 宮城県・白石市・白石商工会議所
後援 通商産業省・中小企業庁・仙台鉄道管理局



白石市長選挙 明るく正しい選挙

4月14日 投票日

5月11日任期満了になる白石市長選挙を4月14日におこないます
この選挙執行に伴ない補充選挙人名簿を次により調製します。

- ◎調製現在期日 4月4日
- ◎確定期日 4月10日 和21年4月4日までの間に
- ◎調製期間 4月4日 から6月まで
- ◎締込期間 4月7日 です
- ◎異議決定期限 4月9日 △昭和20年12月21日から昭

までの該当者でも4月3日までに補充選挙人名簿登録申出を選挙管理委員会にしなければ登録されません
該当者で登録手続を終つてない方はすぐ市選挙管理委員会又は市役所出張所で登録手続をしてください
なお小原地区的区域を次のように投票区を設置並びに変更します
川前を除く 詳しいこと、不明な点などは市選挙管理委員会、最寄の市役所出張所、分室にお問合せください。
△日本国民であること
△昭和40年6月16日から昭和41年1月4日までに白石市の区域内に住所を有し引
△日本国民であること
△昭和20年12月21日から昭
続き居住している方
小原第一投票区 小原第七投票区
猿鼻、新町、赤坂の一部
(深萱、新湯、湯元、湯倉
西川久保、明戸、蝦夷倉、
西川久保を除く)
猿鼻、新町、赤坂の一部
(深萱、新湯、湯元、湯倉
西川久保を除く)
猿鼻、新町、赤坂の一部
(深萱、新湯、湯元、湯倉
西川久保を除く)
猿鼻、新町、赤坂の一部
(深萱、新湯、湯元、湯倉
西川久保を除く)

印紙税額一覧表

証書や帳簿の種類		収入印紙の金額	
1 不動産売買契約書、不動産交換証書、売渡証書〔不動産等の所有権移転に関する証書〕 金銭借用証、金銭消費貸借証契約証書、住宅資金等借受証〔消費賃借に関する証書〕 請負工事契約書、注文請書、広告契約書〔請負に関する証書〕 運送請負契約書、運送基本契約書〔運送に関する証書〕 債船契約書	記載金高	3千円未満のもの	非課税
	〃	3千円以上～3万円以下	20円
	〃	3万円超～10万円以下	60円
	〃	10万円超～50万円以下	200円
	〃	50万円超～100万円以下	300円
	〃	100万円超～500万円以下	1千円
	〃	500万円超～1千万円以下	2千円
	〃	1千万円超～5千万円以下	5千円
	〃	5千万円超のもの	1万円
	金高が記載してないもの		20円
2 百貨店等の商品券、贈答用物品等の預り券、商品等の買上 クーポン券、パーティ券〔物品切手〕	記載金高	50円未満のもの	非課税
	〃	50円以上～100円以下	6円
	〃	100円をこえるものは 100円またはその端数ごとに	6円
	金高が記載してないもの		6円
3 委任状 約束手形 振替手形 上記のうち、①一覚払のもの ②金融機関相互間のもの ③ 外國通貨で金高を表示したもの ④自由円表示のもの	記載金高	5万円未満のもの	非課税
	〃	5万円以上～10万円以下	10円
	〃	10万円超～30万円以下	30円
	〃	30万円超～50万円以下	50円
	〃	50万円超～100万円以下	100円
	〃	100万円超～500万円以下	200円
	〃	500万円超～1千万円以下	500円
	〃	1千万円超のもの	1千円
	記載金高	5万円未満のもの	非課税
	〃	5万円以上のもの	10円
5 預金証書、預金証書、出資証券、船荷証券、運送貨物引換 証、倉庫証券、保険証券、株券、債券、相互保険会社の 発する基金証券、株式申込証、社債申込証、定款または 組合契約書、地上権、永小作権、地役権、使用賃借、質 貸借、雇傭、寄託、定託、定期金、信託行為、無尽、権 利の変更、追認、承認、質権、抵当権に関する証書	記載金高	記載金高に關係なく	10円
	記載金高	3千円未満のもの	非課税
	〃	3千円以上のもの	10円
6 金銭受取書、物品受取書、レジスターのお買上票、記帳案 内書〔受取書〕	金高が記載してないもの	非課税	
	営業に関しないもの	非課税	
	記載金高	3千円未満のもの	非課税
7 その他の証書〔1～6以外の証書…31号証書〕 物品売買契約書・物品売買文書、有価証券売買契約書〔 物品・有価証券契約書〕	〃	3千円以上のもの	10円
	金高の記載してないもの	非課税	
	記載金高	3千円未満のもの	非課税
8 特約店・代理店契約書、月賦購入券、役員就任承諾書、 身元保障書〔その他の31号証書〕	〃	3千円以上のもの	10円
	金高の記載してないもの	非課税	
	記載金高	3千円未満のもの	非課税
9 買物通帳、家賃通帳、受取通帳〔上記以外の通帳〕	〃	3千円以上のもの	10円
	金高の記載してないもの	非課税	
	1冊1年内の付込に対して		10円
10 判取帳	1冊1年内の付込に対して		20円
	1冊 年以内の付込に対して		200円

毎月 5日、15日、25日は「税の相談日」です。お気軽に税務署へお出かけください。